

京 都 市

新型インフルエンザ等対策 行動計画（概要版）

京都市では、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、平成25年9月に「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ等による感染症危機における、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響の最小化に向けて取り組んでいます。

この度、新型コロナウイルス感染症対応での経験や課題を踏まえ、政府及び京都府の行動計画が令和6年度に改定されたことから、「京都市新型インフルエンザ等対策有識者会議」での意見聴取及び市民意見の募集を経て、「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定しました。

～ 目 次 ～

- 「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定概要
 - 1 行動計画の改定経緯及び目的 P 1
 - 2 改定のポイント P 2
- 各対策項目の取組概要 P 3－4
- 京都市行動計画の特徴的な取組（充実項目） P 5
- 各対応時期における主な対策実施項目 P 6
- 用語の説明 P 7

計画の位置付け

・本計画は、本市の市政の基本方針である「京都基本構想」に基づく分野別計画として、位置付けております。

・本計画における「本市がめざすまちのすがた」は、「京都基本構想」がめざすまちとして掲げる「災害や感染症などの危機からしなやかに立ち直る」まちのすがたであり、その実現のため、本計画に掲載する対策を着実に進めてまいります。

「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定概要

1. 行動計画の改定経緯及び目的

【根拠】

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づく市町村行動計画

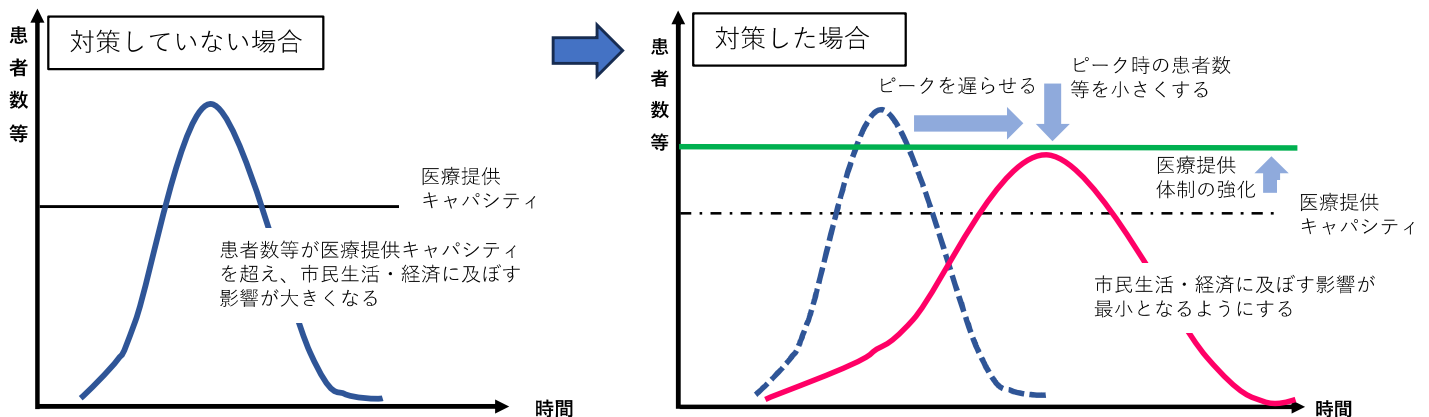
【改定経緯】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、平成25年に京都市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、政府・京都府行動計画が令和6年度に抜本的に改定。それを踏まえ、市行動計画も改定。

【目的】

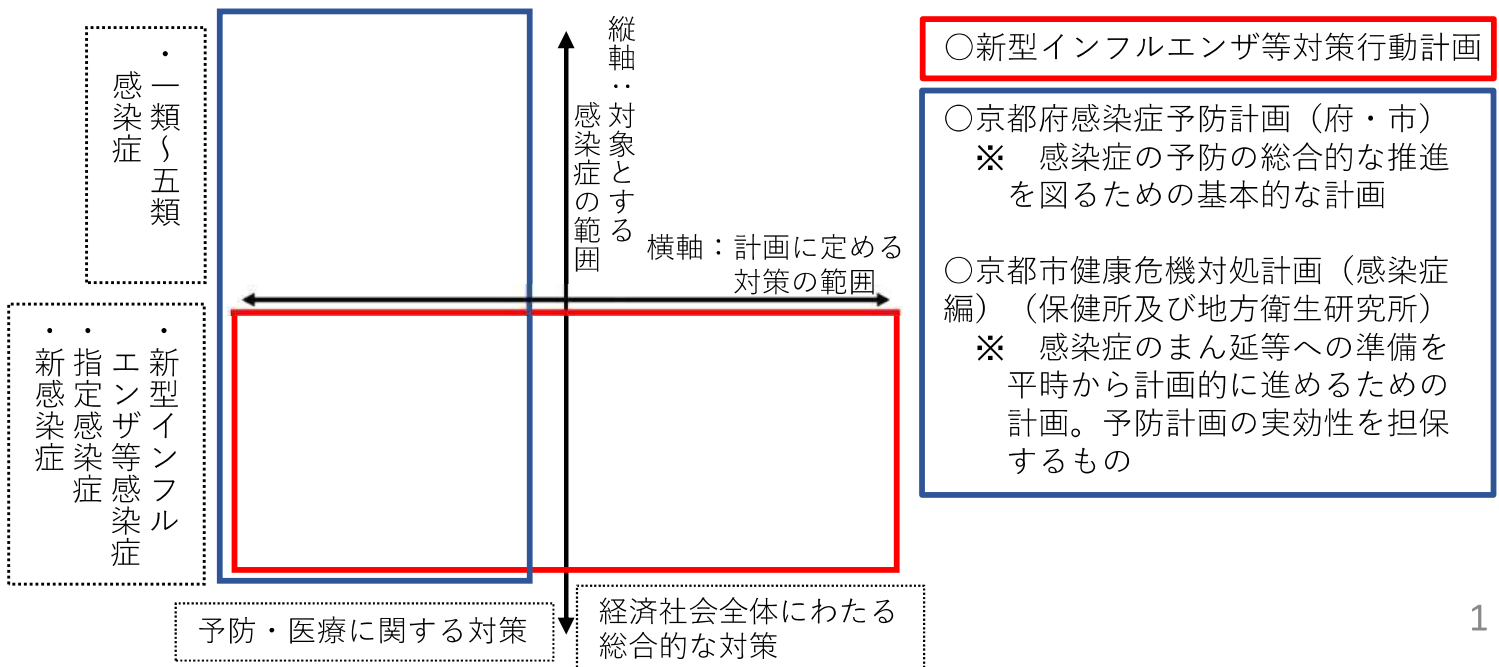
- 新型インフルエンザ等の感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護
- 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響の最小化



【基本的な戦略】

- ・ 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行ピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにする。
- ・ 必要な支援及び対策の実施により、医療提供の業務や市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

（参考）行動計画等が対象とする感染症、対策の範囲

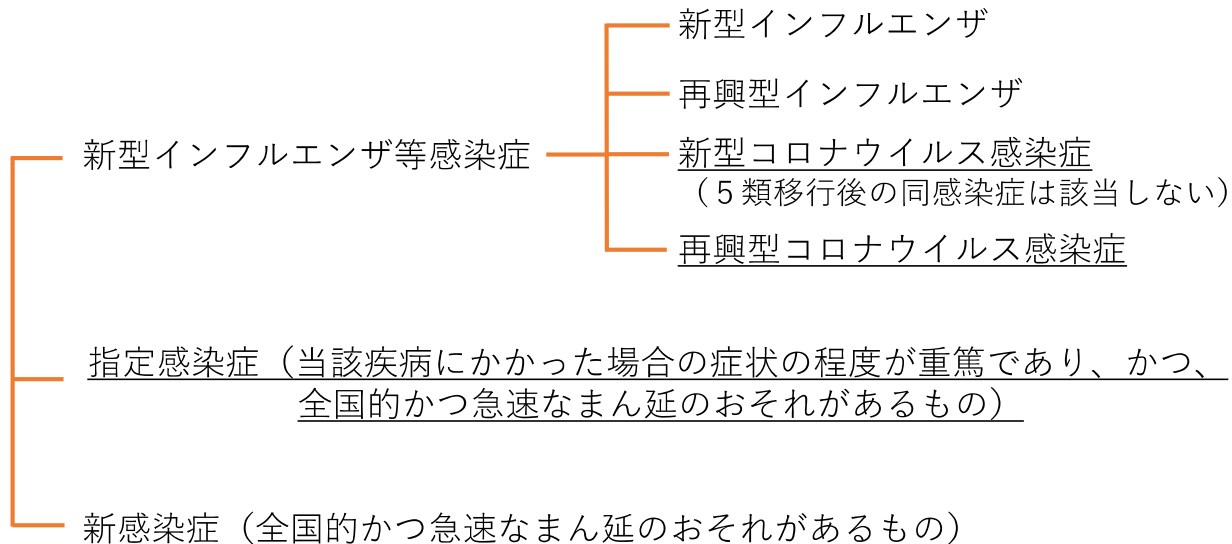


「京都市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定概要

2. 改定のポイント

① 幅広い感染症への対応

- 対象疾患の拡充
(新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症が流行する可能性を想定) ※下線項目が拡充疾患



② 平時の準備の充実と対策項目の拡充等

- 対応時期を3期(準備期、初動期、対応期)として、平時である準備期の取組を充実。
関係機関と連携して平時から訓練を定期的実施することや、感染症法等の計画に基づいて平時のうちに関係機関と協定を締結し、有事の検査体制立ち上げを迅速に行う体制を確保すること等を記載。
- 6項目だった対策項目を13項目に拡充。

項目	改定前	改定後
対応時期	1 未発生期 2 海外発生期 3 国内発生早期 4 国内感染期 5 小康期	1 準備期 2 初動期 3 対応期
平時の準備	未発生期の対応として記載	準備期の取組を充実
感染拡大への対応	(比較的短期の収束が前提)	複数の感染拡大への対応 (状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に対策を切替え)
対策項目	6項目 ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥市民生活及び地域経済の安定の確保	13項目に拡充、内容を精緻化 ※下線項目が新規項目 ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> ⑤ <u>水際対策</u> ⑥まん延防止 ⑦ <u>ワクチン</u> ⑧医療 ⑨ <u>治療薬・治療法</u> ⑩ <u>検査</u> ⑪ <u>保健</u> ⑫ <u>物資</u> ⑬市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

各対策項目の取組概要

対策項目	取組概要
①実施体制	○ 実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、国や府など関係機関との連携体制を構築 ○ 平時の人材確保・育成や実践的な訓練等を通じて、対応能力を強化 ○ 有事には、迅速に情報収集・分析とリスク評価を行い、本市対策本部において対応方針を決定
②情報収集・分析	○ 体系的かつ包括的に情報収集・分析を行うため、平時から、効率的な情報の収集・分析や情報提供の体制を整備 ○ 有事には、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策につなげる
③サーベイランス	○ 平時から継続的に、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握等の感染症サーベイランスを実施 ○ 有事には、速やかに当該感染症に対する疑似症サーベイランス、患者の全数把握など、状況に応じたサーベイランスを実施
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	○ 感染症危機では情報の錯綜や偽・誤情報の流布のおそれがあることから、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにする ○ 平時から、感染症の理解を深めるための情報提供等を行い、有事には、相談窓口等を通じて科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供 ○ 感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等についても情報提供・共有
⑤水際対策	○ 国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保など対応を準備する時間を確保するため、国と連携 ○ 有事には、国と連携して、帰国者等への健康監視等を実施
⑥まん延防止	○ 感染拡大のスピードやピークを可能な限り抑制し、市民生活及び市民の社会経済活動への影響を最小化するため、必要に応じてまん延防止対策を講ずる ○ 病原体の性状変化や、ワクチンや治療薬の普及などの状況の変化に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え、市民生活及び市民の社会経済活動への影響の軽減を図る

対策項目	取組概要
⑦ワクチン	○ 科学的根拠に基づく正しい情報提供を通じ、市民の理解を促進 ○ 医療機関や事業者、関係団体等と連携し、接種の具体的な体制や実施方法について平時から検討 ○ 有事には関係機関が連携し、迅速に接種を実施できる体制を構築
⑧医療	○ 有事に感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するため、平時から京都府予防計画等に基づき、関係機関の連携のもと感染症医療を提供できる体制を府と連携して整備 ○ 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を府と連携して確保 - 病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応し、市民の生命及び健康を守る
⑨治療薬・治療法	○ 平時から、国及び府と連携し、治療薬等の研究開発推進と抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄、流通体制整備に協力 ○ 有事には、治療薬・治療法の普及に向け、府と連携して医療機関等に迅速に情報提供・共有
⑩検査	○ 検査が必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握を行い、適切な医療提供や対策の的確な実施・機動的な切替えにつなげる ○ 衛生環境研究所における検査体制整備のため必要な機器や資材を確保するとともに、関係機関との連携構築等、平時から計画的に検査体制を整備 ○ 有事には発生直後から早期の検査体制を立ち上げ、病原体の性状や必要となる検査の手法等を踏まえ、国が示す検査実施方針に基づき、検査体制を拡充
⑪保健	○ 市内の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護 ○ 保健所及び衛生環境研究所等において、検査の実施や分析、積極的疫学調査、移送、健康観察等を実施 ○ 平時から、有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化に取り組む ○ 有事には、流行状況に応じて人員体制を拡充し、保健所の感染症有事体制を確立
⑫物資	○ 感染対策物資等の不足により検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、平時から感染症対策物資等の備蓄を推進
⑬市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保	○ 平時から事業者や市民等に、発生時に備えて必要な準備を行うよう働き掛ける ○ 有事には、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するため、必要な支援及び対策を実施

京都市行動計画の特徴的な取組（充実項目）

市民等への情報提供、予防接種の実施・まん延防止、市民生活及び社会経済の安定確保などの特措法上の本市の役割や、医療機関等の地域資源の豊富さ、高い高齢化率、外国人観光客が多い国内有数の観光都市など、本市の地域特性を考慮し、4つの観点から本市独自に充実

- ① 感染制御（まん延防止）・予防接種・医療体制
- ② 要援護者対策・施設内感染制御
- ③ 基本的人権の尊重、情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ④ 観光・経済

1 感染制御（まん延防止）・予防接種・医療体制

- 感染対策は、国による感染症の特徴や病原体の性状等に基づくリスク評価等を踏まえ、基本的人権を尊重し、適切かつ柔軟に緩和を検討する旨を記載（行動計画71ページ）
- 新型コロナ対応時の経験を踏まえ、ワクチン接種を実施する医療機関等への移動が困難な方等が円滑に接種を受けられるよう、接種体制を確保する旨を記載（同83ページ）
- 社会経済活動への影響を踏まえ、国が行うワクチンの職域接種が円滑に実施できるよう、事業者等を支援する旨を記載（同83ページ）
- 府市協調による相談体制や入院・入所調整の仕組みの構築が、新型コロナ対応時に効果的であったことから、相談センターの府市での共同設置（同108ページ）や、府内の入院調整の一元化のために府と連携（同90ページ）する旨を記載

2 要援護者対策・施設内感染制御

- 重症化リスクが高い高齢者施設等でクラスターが数多く発生した経験を踏まえ、施設職員が平時から適切な感染症対策を実施できるよう、研修会等により人材を育成していく旨を記載（同106ページ）
- コロナ禍では保育施設や高齢者施設等が受入縮小・閉鎖を余儀なくされ、子どもや高齢者を施設が受け入れられない事態が生じた。その経験を踏まえ、子育てや高齢者の介護をしている従業員をもつ事業者は、その状況を理解し、適切な対応や配慮を行う必要がある旨を記載（同120ページ）

3 基本的人権の尊重、情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 感染症・ワクチン接種等に関する偏見・差別等は許されないことを明記した上で、市民とのきめ細かいリスクコミュニケーションや多様な媒体を通じた正しい情報の周知・啓発に取り組む旨を記載（同56、84ページ）
- SNS等の偽・誤情報の拡散や差別の防止を図るため、統一された正しい情報を一貫して伝えるワンボイスでの情報提供に、迅速性が必要であることを強調（同56ページ）

4 観光・経済

- 本市を訪れる国内外の観光客の不安を軽減し、安心・安全な滞在を支援するため、観光関係団体等との連携による正確な情報提供に努める旨を記載（同68ページ）
- 観光客及び修学旅行生と市民双方の安心・安全の確保の観点から、本市の新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時に専用相談窓口を設置することや修学旅行生の帰宅支援等を実施する旨を記載（同72ページ）

各対応時期における主な対策実施項目

準備期 (発生前の段階)		初動期	対応期
国の動き		【国外での発生覚知】 【疑い例の発生】 【国内での発生】 ○厚生労働大臣による公表 ○政府対策本部の設置、基本的対処方針に基づく対策実施	
①実施体制	○研修・訓練、人材確保 ○業務継続計画の作成 ○関係機関との連携強化	○市警戒本部・保健所感染症対策本部設置 ○全庁的な対応に向けた人員調整 ○対策実施に必要な予算確保 ○市対策本部設置、対処方針に基づく対策実施	○感染状況等を一元的に情報把握する体制整備、感染状況に応じた人員体制調整、職員の心身を考慮した対策 ○緊急事態宣言への対応
②情報収集・分析	○体制整備、訓練 ○DXの推進 ○情報漏えい対策	○国の情報収集・分析から得られた情報や対策の共有 ○リスク評価に基づく感染症対策の判断・実施	○流行状況やリスク評価に基づき、情報収集・分析手法の検討・実施及び感染対策を機動的に見直し
③サーベイランス	○平時の感染症サーベイランス ○研修・訓練 ○DXの推進	○疑似症サーベイランスの開始 ○全数把握の開始 ○有事のサーベイランス体制移行	▶ 定点把握に移行 ○流行状況やリスク評価に基づく感染症対策の切替え
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	○感染症の情報提供 ○偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発 ○双方向コミュニケーションの体制整備	○科学的知見等に基づく情報を迅速かつ一体的に提供・共有、きめ細かい双方向コミュニケーションの実施 ○専用コールセンター等の設置 ○偏見・差別や偽・誤情報への啓発・対応	○準備期、初動期の対応に加え、明らかになってくる病原体の性状等に応じた対応
⑤水際対策	○研修参加、対応の確認	○帰国者等の健康監視の実施	○国の対策内容に応じた対応の切替え
⑥まん延防止	○基本的な感染対策の普及・啓発 ○想定される対策の周知	～まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組～ (適切に対応を切替え) ○業務継続計画に基づく準備・対応 ○事業者等への準備・要請等 ○発生地域への渡航時の注意喚起 ○観光客等の専用相談窓口の設置や修学旅行生の帰宅支援等の検討・実施	
⑦ワクチン	○接種体制構築に向けた準備 ○ワクチンに関する理解促進 ○DXの推進	○接種体制の構築、資材の確保	○準備期、初動期に構築した接種体制に基づき接種を実施 ○相談窓口設置検討 ○感染状況による接種体制拡充の検討 ○ワクチンへの理解を深めるための啓発、差別に関する周知
⑧医療	○京都府感染症対策連携協議会の活用 ○医療提供体制確保に係る府や関係機関との協力 ○(府) 宿泊療養施設等運営の調整	○医療提供体制確保 ・感染症指定医療機関による対応 ・入院調整に係る体制構築 ・検査体制の整備 ○相談センターの府市共同設置に向けた検討・設置	○(府) 入院調整一元化に向けた調整、設置・運営 ○流行初期医療確保措置協定締結医療機関による対応 ○協定締結医療機関による対応 ○民間移送等の移送手段の確保 ○相談センターの強化
⑨治療薬・治療法	○研究開発への協力 ○府の備蓄状況確認	○医療機関等への情報提供・共有 ○治療薬の適正な流通・使用等について周知	
⑩検査	○迅速な検査体制の構築に繋げる準備 ○訓練	○検査体制立ち上げ、搬送体制確保 ○感染拡大時の検査需要に対応する検査実施能力の強化	○検査体制拡充 ○国のリスク評価に基づく検査実施、検査実施方針等に関する情報提供
⑪保健	○研修・訓練、体制構築 ○関係機関との連携強化 ○業務継続計画の策定 ○社会福祉施設等における人材育成	○有事体制への移行準備 ○市民等への情報提供・共有体制の構築、相談対応 ○相談センターの府市共同設置に向けた検討・設置	○有事体制への移行 ○相談体制の強化、積極的疫学調査、入院勧告・措置、健康観察、生活支援 ○流行状況等に応じた積極的疫学調査対象・項目等の見直し検討
⑫物資	○備蓄の定期的な確認	○備蓄・物資配置状況の随時確認	
⑬市民生活・社会経済	○情報共有体制の整備 ○支援の仕組みの整備、柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨	○事業継続に向けた準備の要請 ○生活関連物資等の購入に対する適切な行動の呼びかけ、事業者に対する安定供給の要請 ○遺体の火葬・安置場所の確保準備	○生活支援、教育の継続に関する支援の実施 ○生活関連物資等の価格の安定のための措置実施 ○心身への影響に関する施策の実施 ○市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響を緩和する支援

用語の説明

用語	説明
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念
全数把握	感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
健康監視	検疫法第18条第2項（同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第15条の3第1項（感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。リスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関（りんくう総合医療センターなど国内で4か所）」、「第一種感染症指定医療機関（都道府県で各1か所、京都府は府立医科大学附属病院）」及び「第二種感染症指定医療機関（二次医療圏で各1か所、市内は京都市立病院）」に限るものを指す